

for immediate release

12 JULY 2002

報道各位

**「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」
政省令制定に関する公開質問状送付のお知らせ**

CONTACT: 飯田哲也、大林ミカ、畑直之
「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク
phone: 03-5366-1186, FAX: 03-3358-5359

「自然エネルギー促進法」推進ネットワークでは、以下の公開質問状を、本日付けで資源エネルギー庁に送付いたしました（長官宛ですが、同時に、河野省エネ・新エネ部長、平工政策課長、新エネルギー等電気利用推進室にもファクスしました）ので、お知らせいたします。

2002 年 7 月 12 日

経済産業省資源エネルギー庁長官 河野博文様

「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」政省令制定に関する質問

「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク 代表 飯田哲也

時下、ますますご清祥のことと存じ上げます。

5 月 31 日に成立しました「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」（新エネ利用特措法）のその後の動きに関しまして、以下の点をお尋ねいたしますので、よろしくご査収ください。

1. そもそも今回の新エネ利用特措法は、昨年 12 月に開催された総合資源エネルギー調査会新エネルギー部会でかろうじて了承された「基本線」すら逸脱する懸念がある。すなわち取引のための証書が明示されていないことや、閉鎖的な市場取引となる恐れ、廃棄物発電の取り扱いなどである。したがって、政省令の策定に当たっては、まずは新エネ部会を再開し、「基本線」とその逸脱を確認することが最優先されるべきと考えるが、いかがか。
2. 新エネ利用特措法にかかる政省令は、国会での質疑でも「直ちに取らかり、十分時間をかけて慎重に検討する」（政府答弁）との答弁が行われているが、実際に、どの期間に、どのようなプロセスで策定するのか、審議会等を開催するのか、教えて頂きたい。
3. 同じく新エネ利用特措法にかかる政省令に関する国会での質疑で「専門家あるいは関係業界の方々にも十分意見をお聞かせいただきたい」（大臣答弁）との答弁が行われているが、実際にどのような手続きで意見を聞かれるのか、教えて頂きたい。
4. とりわけその中で「NPO を含む国民から広くご意見をいただくことは有意義なことだと私も思っておりまして、手続きの透明性あるいは合理性にしっかりと留意しつつ、その参画のあり方について検討していきたい」（大臣答弁）との答弁が行われているが、実際にどのような手続きで NPO の参画を行うのか、教えて頂きたい。
5. 同じく新エネ利用特措法にかかる政省令に関する国会での質疑で「廃プラスチック系廃棄物を対象に指定する場合には循環型社会形成推進基本法の基本原則に則って、本来、再使用、再生利用すべき廃棄物の焼却が促進されないように、抑制的な観点から慎重に検討する。具体的には政令指定する場合には環境省と相談しながら制定する」（政府答弁）との答弁が行われているが、実際にどのような手続きで環境省との「相談」を行っているのか、教えて頂きたい。
6. 同じく新エネ利用特措法にかかる政省令に関する国会答弁で「政令の策定過程においてパブリックコメントに付すべきものについては当然その手続きを経るとの心構えを持って、透明性等を十分に担保しつつ、真摯に、そして慎重に対処したい」（大臣答弁）との答弁が行われているが、現在の状況はまったく「不透明」な状況にあると思われるが、いかがか。
7. また、上の大臣答弁に従えば、パブリックコメントが行われるものと考えられるが、いつ頃、どのような形を想定されているか、教えて頂きたい。
8. 5 月 31 日から 6 月 19 日まで資源エネルギー庁で行った「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法についての電子管理システムの構築等事業の委託先公募」について、政省令制定の手続きとの整合性をどのように担保されるのか、教えて頂きたい。

以上、質問をお送りいたします。ご多忙中大変恐縮に存じますが、8 月 12 日までにご回答頂ければ幸いです。どうぞよろしくお願いいたします。